

鳥取県重複・多剤対策事業に係る委託業務公募型プロポーザル実施要領

(目的)

第1条 この要領は、鳥取県重複・多剤対策事業に係る委託業務（以下「業務」という。）において、企画提案書を比較検討し、業務の委託先を決定するために行う公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施に際して必要な事項を定める。

(業務の内容)

第2条 県は、鳥取県重複・多剤対策事業について、効果的・効率的に実施するため、専門的な知見を有する民間事業者等に事業の実施に係る業務を委託する。
2 業務の内容は、別紙1の業務委託仕様書による。

(事業実施目的)

第3条 健康寿命の延伸と医療費の適正化を図るため、市町村ごとの健康づくりを一層推進することを目的として鳥取県重複・多剤対策事業を実施することとし、重複・多剤服用者（国民健康保険被保険者に限る。）の状況分析を行った上で、薬局・医療機関に相談することを促すことが必要な者に対し服薬情報をお知らせすることにより、健康の保持増進、医薬品の適正使用を推進する。

(予算額)

第4条 予算額は、7,975,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

(委託期間)

第5条 委託期間は、契約日から令和3年3月19日（金）までとする。

(参加資格要件)

第6条 本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が、以下のいずれかの業種区分に登録されている者であること。
 - ア 「その他の委託等」の「健康診断・医療サービス」
 - イ 「その他の委託等」の「その他」

なお、本プロポーザルに参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和2年9月4日（金）正午までに、次の場所に提出すること。この際、本プロポーザルに参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に次の場所に必ず連絡すること。

※ 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

- (3) 調達の公告日から企画提案書提出日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 調達の公告日から企画提案書提出日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(実施日程)

第7条 契約の締結に至るまでの手続及び時期は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------------|--------------|
| (1) 県ホームページ掲載(公募開始) | 令和2年8月28日(金) |
| (2) 質問受付期限 | 令和2年9月11日(金) |
| (3) 企画提案参加申込書の提出期限 | 令和2年9月18日(金) |
| (4) 企画提案書提出期限 | 令和2年9月25日(金) |
| (5) 審査会開催(プレゼンテーション及び審査の実施) | 令和2年10月7日(水) |
| (6) 審査結果の通知 | 令和2年10月上旬 |
| (7) 契約締結等の協議及び見積の依頼 | 令和2年10月中旬 |
| (8) 契約締結 | 令和2年10月中旬 |

(参加申込)

第8条 本プロポーザルに参加を希望する者は、第1号に掲げる書類を第2号の提出期間に第3号の提出方法により県に提出するものとする。

- 提出書類
 - 企画提案参加申込書(様式第1号)
 - 添付書類
公募型プロポーザル参加資格確認書(様式第2号)
 - 提出期間
令和2年8月28日(金)から同年9月18日(金)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとし、送付による場合は、同日午後5時15分までに到着したものに限り受け付けることとする。
 - 提出方法
持参又は送付の方法により提出すること。ただし、送付による場合は、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)によることとする。
- 2 本プロポーザルへの参加は、前項の提出書類を期日までに提出した者に限ることとする。

(企画提案書の作成等)

第9条 企画提案書は、別紙2の企画提案書作成要領に基づき作成の上、県に提出するものとする。

(審査会への諮問)

第10条 県は、企画提案の順位を決定するため、鳥取県国民健康保険保健事業に係る委託業務公募型プロポーザル審査会(以下「審査会」という。)に諮問する。

- 審査会に諮問するに当たっては、次の条件を付するものとする。
 - 審査会は、企画提案の順位を審議し、決定すること。
 - 審査に当たっては、提案者によるプレゼンテーションを実施すること。

(プレゼンテーションの実施)

第11条 審査会において企画提案を審査するに当たっては、次のとおり提案者によるプレゼンテーションを実施することとする。

- 実施日
令和2年10月7日(水)
 - 場所
鳥取県庁議会棟3階第15会議室
 - 参加条件
 - プレゼンテーションは、15分以内とすることとし、別途連絡するプレゼンテーションの実施日時10分前までに控室(鳥取県庁議会棟3階第13会議室)に集合すること。
 - プレゼンテーションで使用する資料は、提出期限までに県に提出された企画提案書及びその添付書類とし、追加の資料は認めないこととする。
- 2 プレゼンテーションに参加しない提案者から提出された企画提案書は審査しないこととする。

(評価要領)

第12条 評価については、別紙3の委託業務評価要領に基づいて行う。

(審査結果の通知、公表)

第13条 県は、審査結果を提案者全員に通知することとし、その概要を県ホームページで公表する。

(契約の締結)

第14条 前条により通知された最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結することとする。

2 前項による協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含むこととし、協議が不調のときは、前条により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

(企画提案書の取扱い)

第15条 企画提案書は、原則として返却しない。県に提出された書類は、鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になるが、企画提案者に無断でプロポーザル以外の用途には使用しないものとする。

(暴力団の排除について)

第16条 契約の相手方(以下「受託者」という。)が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等(役員及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行う者であると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他の業務の下請等をさせること。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、本プロポーザルの実施に際し必要な事項は、福祉保健部健康医療局医療・保険課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年8月18日から施行し、契約の締結日をもって廃止する。